

平成 30 年 1 月

新専門医制度に向けたお知らせ（15）
～リハビリテーション科専攻医の学会入会時期について～

専門医制度委員会 担当副理事長 芳賀信彦
担当理事 浅見豊子

新専門医制度のリハビリテーション科研修プログラム整備指針には、「リハビリテーション科専門研修プログラムで研修を行うものは、研修開始時点までに公益社団法人日本リハビリテーション医学会に入会し、会員資格を保持している必要がある。」と記載されています。日本リハビリテーション医学会の年会費は 4 月から翌年 3 月分と規定されていますので、例えば 3 月に入会するとその時点で 15,000 円を支払い、さらに 4 月に入る時点で次の年度分として 15,000 円の請求が来ることになります。

今後、各年の 4 月から研修プログラムに入る専攻医については、それより以前に日本リハビリテーション医学会に入会しその年度から年会費の支払いを始めることは当然認められますが、研修プログラムが開始となる 4 月 1 日付の入会を希望する専攻医に関しては、以下の扱いと致します。

- 1) 専攻医は 4 月 1 日付の入会として 3 月までに入会申込を学会ホームページを通じてオンラインで行い、通信欄に 4 月 1 日付の入会希望と書いてもらう。
- 2) 3 月 31 日までに上記手続きが行われなかった場合でも、4 月末日までは入会を認め、それを 4 月 1 日付の入会とみなす。
- 3) リハビリテーション科以外の専門医等既取得者が、新専門医制度に向けたお知らせ（13）に記載の、研修カリキュラム制による研修を 4 月 1 日より開始する場合も、1) および 2) を適用する。但し、4 月 1 日以外に研修カリキュラム制による研修を開始する場合は、1) および 2) を適用しない。

なお不明な点がある場合は、メールまたは FAX にて下記までお問い合わせください。回答にお時間を頂く場合がありますので、ご了承ください。なお電話でのご質問には基本的にお答え致しません。

問合せ先：公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 専門医制度委員会

E-mail（新専門医制度専用）：sinseido@jarm.or.jp FAX：03-5280-9701